

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都練馬区春日町四丁目30番24号

氏名 株式会社 実有輝
代表取締役 柳澤 達也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日 平成31年3月22日

許可の有効年月日 令和6年2月15日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬 (積替・保管を除く。)

(2) 産業廃棄物の種類

ア 燃え殻 (水銀含有ばいじん等を含む)、イ 泥 (石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む)、ロ 廃油、エ 廃酸 (水銀含有ばいじん等を含む)、オ 廃アルカリ (水銀含有ばいじん等を含む)、カ 廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む)、キ 紙くず、ク 木くず、繊維くず、コ 動植物性残さ、サ ゴムくず、シ 金属くず (自動車等破砕物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む)、ス ガラスくず、ソ クロムくず及び磁器くず (石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む)、セ 鉛くず (水銀含有ばいじん等を含む)、ソ がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む)、タ ばいじん (水銀含有ばいじん等を含む)、チ 処分するために処理したもの (施行令第2条第13号廃棄物) (産業廃棄物を廃棄物処理施設で固型化処理したものに限り)

(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成16年2月16日	新規許可
平成31年3月22日	更新許可
令和5年9月6日	変更許可 (4品目の追加, 限定の解除)

4. 積替え許可の有無 有・無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・無

(以下余白)

copy

再複写無効

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。